

鹿沼市広報かぬま広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、鹿沼市が発行する広報かぬま（以下「広報かぬま」という。）に掲載する広告の取扱いについて、要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の種類及び範囲)

第2条 広報かぬまに掲載する広告（以下「広告」という。）は、要綱第3条各号及び次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 行政広報の公共性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類するものうち青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
- (3) 意見広告、個人的宣伝又は人材募集に類するもの
- (4) その他広報かぬまに掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載位置、規格等)

第3条 広告の掲載位置、規格及び金額等は、別表第1のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は1か月単位とし、連続して掲載できる期間は最大12か月とする。ただし、再掲載は、妨げないものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 市長は、市ホームページ、広報紙等により広告掲載希望者を公募する。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、鹿沼市広報かぬま広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告の版を添付して、市長に提出しなければならない。

(広告掲載等の決定等)

第7条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第2条の規定により掲載の可否を決定する。

2 広告の掲載が適当と決定した件数が、当該広告掲載枠を超えたときは、別表第2により広告の掲載を決定する。

3 市長は、前2項の規定により、広告の掲載を決定したときは、鹿沼市広報かぬま広告掲

鹿沼市広報かぬま広告掲載取扱要領

載決定通知書（様式第2号）を、広告の不掲載を決定したときは鹿沼市広報かぬま広告不掲載決定通知書（様式第2号）を、それぞれ申込者に送付するものとする。

（広告掲載料金の納付）

第8条 前条第3項の規定による広告掲載の決定の通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、掲載の決定日以後市長が指定する期日までに、広告掲載料金を支払わなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第9条 広告主は、市が指定する方法により広告原稿を作成するものとし、市が指定した期日までに当該原稿を提出するものとする。

（広告掲載の取消し）

第10条 市長は、要綱第8条各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主又は広告内容が不相当と判明したとき。

（広告掲載料金の返還）

第11条 広告掲載料金は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告が掲載できなかったときは、この限りでない。

（補則）

第12条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

鹿沼市広報かぬま広告掲載取扱要領

○別表第1（第3条関係）

広告掲載の位置、規格、金額等

| 印刷方法 | 掲載位置 | 掲載寸法 | 金額 |
|-------|--------------|--------------------|---------|
| カラー印刷 | 裏表紙下 2/5 | 横 178.5 mm×縦 100mm | 70,000円 |
| 〃 | 裏表紙1頁前下 2/5 | 横 178.5 mm×縦 100mm | 50,000円 |
| 白黒印刷 | お知らせの頁の最下段1枠 | 横 178.5 mm×縦 50 mm | 20,000円 |
| 〃 | お知らせの頁の最下段半枠 | 横 86.5 mm×縦 50 mm | 10,000円 |

※白黒印刷は、掲載場所を指定できない。

○別表第2（第7条関係）

広告掲載の優先順位

募集期間内に希望掲載枠を超えた場合は、次の順位で掲載する。

| | |
|------|--|
| 一括申込 | 同一広告枠を年間12回予約可能。一括前納の場合割引あり |
| 複数申込 | 複数回予約。合計金額が多い方を優先。合計金額が同じ場合、枠サイズが大きい方を優先 |
| 1回申込 | 1回分のみ予約。枠サイズが大きい方を優先 |

※優先順位が同順位の場合、市内事業者を優先し、市内事業者が複数あるときは、抽選により決定する。

※優先順位が同順位の場合、市外事業者が複数あるときは、抽選により決定する。